

香川県広域水道企業団職員住宅管理規程をここに公布する。

令和8年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第14号

香川県広域水道企業団職員住宅管理規程

(趣旨)

第1条 職員住宅の管理については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「職員住宅」とは、職員の住居の用に供するため、企業団が借り受けた建物及びその附属物をいう。

(職員住宅を使用できる者)

第3条 職員住宅は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に使用させる。

- (1) 著しく遠隔の地から通勤している者
- (2) 県外からの赴任者で特に住居に困窮している者
- (3) 住宅以外の建物に居住している者
- (4) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者
- (5) 建物の規模又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (6) 正当な事由により立退の請求を受け、適当な立退先がない者
- (7) 収入に比し過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、企業長が特に必要と認める者

(職員住宅の使用許可)

第4条 職員住宅を使用しようとする者は、職員住宅使用許可申請書(第1号様式)を企業長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用料)

第5条 職員住宅を使用する者(以下「使用者」という。)は、別に定める月額の使用料を、職員住宅の使用の許可の日の属する月分から退居した日の属する月分まで納入しなければならない。

2 使用者があらたに職員住宅に入居した場合又は職員住宅を退居した場合において、その月の使用期間が15日を超えないときはその月の使用料の額は、その月分の使用料の額の2分の1に相当する額とする。

(使用料の納付)

第6条 使用者は、納入通知書により毎月分の使用料をその月の末日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納付しなければならない。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、その使用に係る職員住宅を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(転貸の禁止)

第8条 使用者は、その使用に係る職員住宅の全部又は一部を第三者に貸し付けてはならない。

(同居の承認)

第9条 使用者は、その使用に係る職員住宅に主としてその収入により生計を維持する者以外の者を同居させようとするときは、同居承認申請書（第2号様式）を提出し、企業長の承認を受けなければならない。

(損害の賠償)

第10条 使用者が、故意又は重大な過失によってその使用に係る職員住宅を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(模様替等の許可)

第11条 使用者は、自己の負担においてその使用に係る職員住宅の模様替、増築、改築等現状を変更しようとするときは、設計書その他必要な書類を添えて企業長の承認を受けなければならない。

(費用の負担)

第12条 次の各号に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) 清掃及び汚物の処理に要する費用
- (2) 電気、水道及びガスの使用料
- (3) 破損ガラスの取りかえその他の小修理に要する費用
- (4) 前各号に定めるもののほか、企業長が定める費用

(職員住宅の修繕)

第13条 使用者は、前条の規定により自ら費用を負担すべき場合を除き、その使用に係る職員住宅について修繕の必要を認めるときは、職員住宅修繕申請書（第3号様式）を企業長に提出しなければならない。

2 職員住宅の修繕は、その必要の程度に応じ予算の範囲内で行うものとする。

（職員住宅の明渡し）

第14条 使用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、30日以内（企業長が別に定めたときは、その期間内）にその使用に係る職員住宅を明け渡さなければならない。

- （1）職員等でなくなったとき。
- （2）死亡したとき。
- （3）配置換、転職その他の理由により職員住宅を使用する必要がなくなったとき。
- （4）職員住宅又はその敷地を公用又は公共用に供する必要があると認められるとき。

（明渡しの手続）

第15条 使用者は、その使用に係る職員住宅を明け渡そうとするときは、明渡しの日5日前（企業長が別に定めたときは、その期限）までに職員住宅退去届（第4号様式）を企業長に提出し、その職員住宅を正常な状態におき、当該職員の検査を受けなければならない。

（検査）

第16条 企業長は、職員住宅の管理上必要があると認めるときは、当該職員をして職員住宅を検査させ、使用している者に対して必要な指示をさせることができる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

<p>職員住宅使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県広域水道企業団企業長 殿</p> <p style="text-align: right;">所 属 職氏名</p> <p>次のとおり職員住宅を使用したいので申請します。</p>						
使用しようとする職員住宅の所在地						
職員住宅の名称						
氏 名					年 齢	歳
現 住 所						
家族の状況	続 柄	氏 名	年 齢	職 業	月 額 収 入	摘 要

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">同居承認申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 20px 0;">香川県広域水道企業団企業長 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">所 属 職氏名</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">使用中の職員住宅に次の者を同居させたいので申請します。</p>			
使用職員住宅の 所 在 地			
職員住宅の名称			
同居者氏名		年 齡	歳
申請者との関係			
職業及び勤務先			
同居の理由			

<p>職員住宅修繕申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>香川県広域水道企業団企業長 殿</p> <p>所 属 職氏名</p> <p>次のとおり職員住宅の修繕が必要ですので申請します。</p>	
職員住宅の所在地	
職員住宅の名称	
修繕を必要とする箇所	
修繕を必要とする理由	

<p>職 員 住 宅 退 去 届</p> <p>年 月 日</p> <p>香川県広域水道企業団企業長 殿</p> <p>所 属 職氏名</p> <p>次のとおり職員住宅を退去するので届け出ます。</p>	
退去する職員住宅 の 所 在 地	
職員住宅の名称	
退去予定年月日	
退 去 の 理 由	